

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
手 塚 隆 成	東京地方裁判所 判事補	米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面		
平成26年8月25日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月22日～8月24日） 同年7月28日～同年8月8日 ニューヨーク大学 夏期語学講座受講 同年8月11日～22日 ニューヨーク大学 アメリカ法入門講座受講		
キーワード欄		
・ ニューヨーク大学ロースクールでの夏期語学講座の受講 ・ ニューヨーク大学ロースクールでのアメリカ法入門講座受講 ・ 履修登録 ・ ニューヨーク 東部連邦地方裁判所（The United States District of Eastern District of New York "E.D.N.Y" ）の訪問 ・ XXXXXXXXXX		

平成26年8月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニューヨーク大学)

東京地方裁判所 判事補 手塚 隆 成

報告書簡（第1回）

平成26年7月22日～8月24日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク大学ロースクールでの受講

1 夏期語学講座 (Legal English Intensive Workshop) について

米国のロースクールで必要となる判例資料の読解、分析及び発表の技法について少人数制の中で指導を受けるものでした。指導教授は法律学のみならず、外国人に対する英語指導に関する学位を有しており、口頭での発表をした際に発音やアクセントに関する指導も行われ、大変有用でした。

講座の一環として、ニューヨーク東部連邦地方裁判所 (The United States District of Eastern District of New York “E.D.N.Y.”) を訪問し、

から、連邦裁判所の制度や法廷での手続についてのレクチャーを受ける機会もありました。刑の宣告を傍聴する予定だったのですが、検察官の不手際により適用すべき量刑ガイドラインに疑義が生じたため、期日が続行となるハプニングがありました。引率教授によれば、裁判官付きのロークラークが事前に電話で確認しておくべきであったとのことであり、特に印象に残っております。

2 アメリカ法入門講座 (Introduction to U.S. Law) について

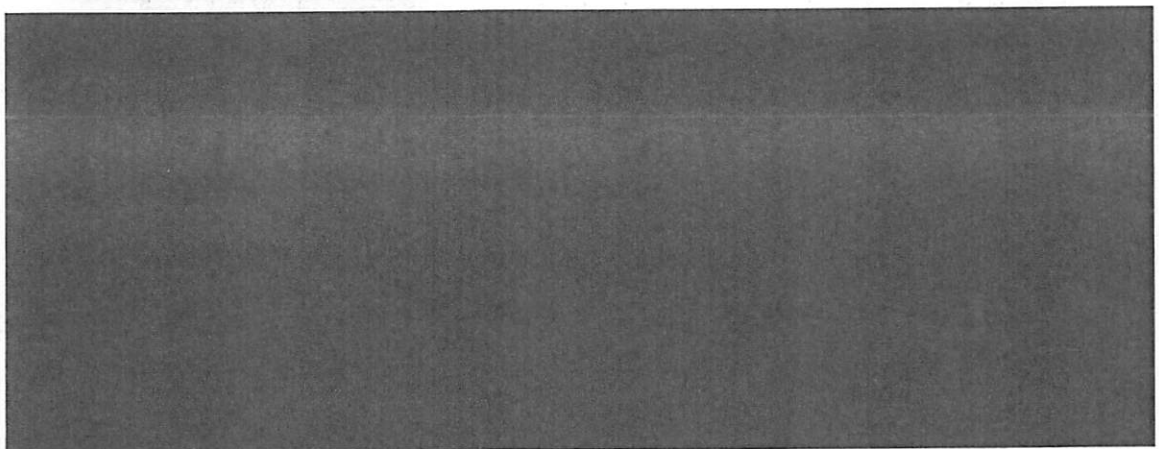
米国の憲法、民事手続法についての概略を知り、懲罰的損害賠償についての7件の最高裁判例の全文を原文で精読し、その発展を考察しました。教授から口頭で説明を受けることにより得られる理解というのは、書物によるそれとは全く異なるものであることを実感しています。この講座は留学生向けの講座であるものの、ヨーロッパ系の学生を中心として大半の学生は英語がかなり堪能であり、彼らは半ば教授を挑発するかのように人差し指を振りかざして発言の許可を求めたり、訛りを気にすることなく不規則に発言したりするため、日本人としてはかなり強引に出ていかなければならないと感じています。

講座の最終日には秋学期以降の試験と同様の方法での試験（論文式、パソコンによる受験）が行われ、本学での受験方法に慣れることができました。

第二 履修登録

7月下旬、秋学期及び春学期に受講する科目の履修登録を行いました。ニューヨーク大学ロースクールにおいては、オンラインによる入札方式（各学期の持ち点を希望科目に割り振り、点数の多い者から履修が許される方式）で履修登録が行われます。最終的な登録結果については次回の報告書簡に記載する予定です。

第三



以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 手 塚 隆 成	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面 平成26年9月25日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月25日～9月24日） 同年8月25日～9月24日 ニューヨーク大 秋学期授業の受講		
キーワード欄 ・ ニューヨーク大学ロースクールでの秋学期の履修科目 ・ ソクラティックメソッド ・ 判例等検索システム		

平成26年9月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニューヨーク大学)

東京地方裁判所 判事補 手塚 隆 成

報告書簡(第2回)

平成26年8月25日～9月24日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 アメリカ法入門講座の可否判定

8月11日から22日に受講したアメリカ法入門講座の最終試験については

第二 ニューヨーク大学ロースクールでの秋学期の受講科目

本学では秋学期の受講科目数を12～13単位とすることを強く推奨しており、これに倣った結果、次のとおりとなりました。報告期間中の進捗と併せて記載いたします。

1 民事手続法序論 (Introduction to U.S. Civil Procedure 2単位)

夏の入門講座を深化させ、民事訴訟手続を概説する科目です。春学期に履修を予定している複雑訴訟 (Complex Litigation) の前提となる科目ですので特に力をいれたいと思います。この間、管轄 (jurisdiction)、訴答 (pleading)、開示 (discovery) について扱いました。

2 刑事手続法—公判等 (Criminal Procedure: The Adjudicatory Part 4単位)

刑事手続法のうち、捜査を除いた公判審理部分を対象とし、主として犯罪学の

観点から論ずる科目です。この間、保釈 (bail) , 弁護士依頼権 (right to counsel) , 起訴 (charging) の在り方について扱いました。

3 契約法 (Contracts 4単位)

判例法を中心とした契約の基本原則を学ぶ科目です。この間、約因 (consideration) , 申込みと承諾 (offer and acceptance) について扱いました。

4 ローヤリング・インテンシブ (Graduate Lawyering Intensive 2単位)

制定法、判例法の調査、分析及びこれに基づいた文書作成を少人数指導の下で学ぶ科目です。この間、設例についての判例理論の調査、分析を記載したリサーチペーパーを3回提出し、講評を受けました。

5 補足 (履修が叶わなかった科目)

秋学期に法律英語 (Legal English 単位認定はなし) の受講を希望していたのですが、定員の関係で受講することができませんでした。

第三 ソクラティックメソッドその他所感について

1 ソクラティックメソッドについて

法科大学院を修了していない私にとっては、事前に指定されたケースをもとに、教授と対話しながら法理論を理解していくというソクラティックメソッド自体が新鮮です。英語でのケースリーディングに苦戦していますが、幸い十分に時間を取れる身分ですので、なんとかこなしています。

2 判例等検索システムについて

米国は、州の主権を前提とした連邦制を採用しているため、法律問題を調査するに当たっては、準拠法の問題が常に生じる上、判例法を探すのは初学者にとって難しく感じます。もっとも、こうした複雑さを反映してか、判例等の検索システム (LexisNexis及びWestlawが一般的) が大変発達しており、例えば、ある判例がその後どの管轄の判決で何件引用されているか、引用先での評価は積極か、消極か、中立かといったことが瞬時に把握できるように工夫されています。この判例等検索システムを使いこなせるようになることは、ロースクールでの必須の

スキルと言われており、上記ローヤリング・インテンシブを通じて習得したいと
思います。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 手 塚 隆 成	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面 平成26年10月25日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月25日～10月24日） 同年9月25日～10月24日 ニューヨーク大 秋学期授業の受講		
キーワード欄 ・ ニューヨーク大学ロースクールでの秋学期の履修状況 ・ ニューヨーク州ブロンクス区高位裁判所 [REDACTED] 訪問 ・ [REDACTED] とのオフィスアワー		

平成26年10月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニューヨーク大学)

東京地方裁判所 判事補 手塚 隆 成

報告書簡(第3回)

平成26年9月25日～10月24日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク大学ロースクールでの秋学期の履修状況

前回に引き続き、報告期間中の履修状況を記載いたします。

1 民事手続法序論(Introduction to U.S. Civil Procedure 2単位)

この間、サマリージャッジメント(summary judgment)等による訴訟の終結手続、陪審による審理の権利(right to jury trial)、人的裁判権(personal jurisdiction)について扱いました。

2 刑事手続法—公判等(Criminal Procedure: The Adjudicatory Part 4単位)

この間、二重の危険(double jeopardy)、証拠開示(pretrial discovery)、答弁取引(plea bargaining)、陪審の選任及びその義務について扱いました。

3 契約法(Contracts 4単位)

この間、契約不成立の諸類型、強迫(duress)、不実表示(misrepresentation)、証拠排除のルール(parol evidence rule)について扱いました。

4 ローヤリング・インテンシブ(Graduate Lawyering Intensive 2単位)

この間、ロング・アーム法(州外の当事者に対する人的管轄権の範囲を定める法律)が問題となるケースについて、見込まれる裁判所の判断をまとめたメモラ

ンダムを提出し、添削を受けました。

第二 ニューヨーク州ブロンクス区高位裁判所 [redacted] 訪問

刑事手続法の [redacted] の紹介を受け、ニューヨーク州ブロンクス区高位裁判所 [redacted] を訪問して、同裁判所の抱える問題を伺うとともに、警察官が被告人となっている違法薬物取引のトライアルを傍聴しました。同裁判所では刑事事件の遅延が顕著であり、同判事も苦慮されているようでしたが、その原因は、拘置施設の郊外移転による被告人の押送の遅れ、人的予算削減による開庁時間の縮減、法廷の不足、政治的対立によって判事候補者を選定できないことによる判事の欠員など多岐にわたり、一判事の努力で対処できる範囲を超えていると言わざるを得ないものでした。こうした問題は、裁判所外を含めた組織的対応なしには対処することができないことを実感させられました。

第三 [redacted] とのオフィスアワー

[redacted] は学生とのオフィスアワーを積極的に取り入れているため、私も研究室を訪問し、授業を通じて生じた疑問点について話し合いました [redacted] [redacted]。その中で、同教授から、「日本のマイノリティについて司法ではどのような問題があるのか」を問われ、答えに窮してしまったことをよく記憶しています。米国では、アフリカ系アメリカ人等のマイノリティの処遇の平等が常に問題となり得る状況にあります。例えば、選任された陪審団にアフリカ系アメリカ人が一人も含まれていなければ、選任方法に偏りがあるのではないかと疑念が生じます。我が国においても、潜在的にはマイノリティの問題があるはずですが、肌の色や言葉という歴然とした差異があるわけではないため、問題が認識されにくい状況があるのではないかと思います。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名 手 塚 隆 成	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面 平成26年11月24日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月25日～11月23日） 同年10月25日～11月23日 ニューヨーク大 秋学期授業の受講		
キーワード欄 ・ ニューヨーク大学ロースクールでの秋学期の履修状況 ・ 民事没収（civil forfeiture）の積極的活用 ・ 法制度の継受について		

平成26年11月24日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニューヨーク大学)

東京地方裁判所 判事補 手塚 隆 成

報告書簡（第4回）

平成26年10月25日～11月23日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク大学ロースクールでの秋学期の履修状況

前回に引き続き、報告期間中の履修状況を記載いたします。

1 民事手続法序論 (Introduction to U.S. Civil Procedure 2単位)

この間、裁判地 (venue) , 移送 (transfer) , 事物管轄 (subject matter jurisdiction) , 連邦地裁における準拠法, 請求遮断効 (claim preclusion) , 争点遮断効 (issue preclusion) について扱いました。

2 刑事手続法—公判等 (Criminal Procedure: The Adjudicatory Part 4単位)

この間、陪審評議 (jury deliberation) , 反対尋問権の保障 (confrontation) , 刑の宣告 (sentencing) , 没収 (forfeiture) について扱いました。

3 契約法 (Contracts 4単位)

この間、標準約款契約, 非良心性による無効 (unconscionability) , 損害論 (remedy) , 錯誤 (mistake) , 事情変更について扱いました。

4 ローヤリング・インテンシブ (Graduate Lawyering Intensive 2単位)

この間、(1) 1968年銃規制法における前科者に対する加重処罰条項は合衆国外で有罪判決を受けた者に対しても適用されるかという論点について、立法

経過 (legislative history) を調査して口頭で発表するとともに、(2) 日刊新聞紙をデジタルスキャンにより文字データベース化し、これをジャーナリズム専攻の高校生の教材として提供するサービスを提供することが、著作権法上のフェアユース (fair use) の範囲内であるかという論点についてのメモランダムを提出し、添削を受けました。

第二 民事没収の積極的活用 (civil forfeiture)

近年、テロや麻薬等に関する組織犯罪に対応するため、民事没収が積極的に活用されています。民事没収とは、犯罪の対価物件等について、被告人に対する刑の宣告を要せず、民事の手続において、その占有及び所有を政府に帰属させることを可能にする制度です。米国では、伝統的に、物を当事者とする民事訴訟が認められているため（この場合、事件名は、合衆国対〇〇市〇〇番地のように不動産となります。）、このような制度が可能となっており、民事と刑事が交錯する分野として興味深いものです。刑事に比べて立証が容易であり、迅速に不法な物件を政府に帰属させて財源とすることができるというメリットがある一方、一部の地域における濫用的な運用が、憲法上保障された各種の人権保護規定を潜脱しているとの疑義が提起されています。

第三 法制度の継受について

研究が進むにつれて、第二次世界大戦後の日本の司法が受けた米国からの影響の大きさを実感しています。占領期の各種立法のみならず、その後の学説の解釈や立法においても、時期を隔てて米国の判例学説を継受していることが多々あります（例えば、国選弁護の拡張、契約法における損害軽減義務など）。他方、韓国や台湾の学生と議論すると日本の制度を頻繁に参照していることがよく分かります。裁判実務に携わっていると、外国法を縁遠いことのように感じていましたが、そうではないようです。今般、消費者裁判手続特例法が成立し、司法取引導入の方向性が示され、米国由来の法制度の継受という契機は続くものと思います。今後、訴訟代理人や弁護人の目新しい主張に接した時には、米国で既に議論にな

っていることではないのかとの視点で審理，調査をすることで，当該主張についてより深く理解することができるでしょう。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 手 塚 隆 成	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面 平成26年12月25日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月24日～12月24日） 同年11月24日～12月5日 ニューヨーク大 秋学期授業の受講 同月8日～20日 同 秋学期の最終試験		
キーワード欄 ・ ニューヨーク大学ロースクールでの秋学期の履修状況 ・ 秋学期の最終試験		

平成26年12月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニューヨーク大学)

東京地方裁判所 判事補 手塚 隆 成

報告書簡（第5回）

平成26年11月24日～12月24日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク大学ロースクールでの秋学期の履修状況

前回に引き続き、報告期間中の履修状況を記載いたします。

1 民事手続法序論 (Introduction to U.S. Civil Procedure 2単位)

この間、多数当事者訴訟 (multiparty litigation) , クラスアクション (class action) について扱いました。当事者対抗主義が徹底している当地の民事訴訟手続において、請求の併合分離やクラス要件の充足認定に裁判所が積極的に関与する仕組みがあることが印象的でした。

2 刑事手続法—公判等 (Criminal Procedure: The Adjudicatory Part 4単位)

この間、控訴 (appeal) , 刑の宣告後の救済 (post-conviction relief) , 人身保護 (habeas corpus) について扱いました。

3 契約法 (Contracts 4単位)

この間、条件 (condition) , 実質的履行の法理 (substantial performance) , 期限前の履行拒絶 (anticipatory breach) について扱いました。これらの分野は、以前に学んだ損害論や契約解釈と深く関わる分野であり、体系全体を理解する要となったように思います。

4 ローヤリング・インテンシブ (Graduate Lawyering Intensive 2単位)

この間、法律実務において電子メールを使用する際の留意点、法律文書で句読法 (punctuation) が果たす意義 (例えば、カンマの打ち方により要件、効果の解釈適用がどのように変化するかという問題など) について扱いました。

第二 秋学期の最終試験とその準備

前記第一の1ないし3の科目について、指定された日時場所で受験する最終試験を受けました。ロースクールでの試験には、他に、指定された期間内に自宅で解答を作成するよう指定される場合もあります。いずれにおいても、解答に当たっては判例教材や授業ノートの参照を可とすることが一般的ですが、当然のことながら、教授はこれらを参照すれば容易に解答できるような作問をせず、または、参照しては解答し終えることができない分量の問題を課します。このため、体系を整理して理解しておくという準備が必要であり、強制的にこのような機会を得られたことは、単なる聴講では得られない意義があったと思います。私も、ノートのまとめをする傍ら、受講生同士で議論して問題点を確認しました。

大学の側でも、こうした自主的な準備にこそ学習上の意義があるとの見地から、その支援に積極的です。方法論についての講演や、上級生がチューターとして指導する機会がありました。

試験を受けた感想は、結論が分かれそうな仮想設例について論じさせるという点で、日本の司法試験に似ているなという印象でした。契約法の例を挙げますと、ホテル建設工事の元請人と孫請人との間の客室内テレビ設置工事の請負契約について、当該設置工事を先履行とし、元請人から孫請人への支払は注文者からの支払を「条件として」行う旨の約定がある場合において、注文者の一般的支払停止を理由として孫請人が履行拒絶したことは正当か、正当でないとした場合に元請人の損害額はいくらかという趣旨の出題がありました。この問題は、「条件として」行う旨の約定の契約解釈、期限前履行拒絶の場合の損害額の算定方法等、双方の立場から有り得る主張を検討することが求められていたと考えられます。

この1箇月は、渡米してから最も密度の濃い時間であり、総じて、苦しいながらも集中して学習する醍醐味を味わえる期間でした。なお、試験結果は来年1月下旬以降に発表される予定です。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 手 塚 隆 成	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面 平成27年1月25日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月25日～平成27年1月24日） 平成26年12月25日～平成27年1月19日 ニューヨーク大 冬季休業 同月13日 ニューヨーク州キングス郡高位裁判所 [REDACTED] の訪問 同月20日～25日 ニューヨーク大 春学期授業の受講		
キーワード欄 ・ ニューヨーク大学ロースクールでの春学期の履修状況 ・ ニューヨーク州キングス郡高位裁判所 [REDACTED] の訪問 ・ 生活情報		

平成27年1月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニューヨーク大学)

東京地方裁判所 判事補 手塚 隆 成

報告書簡（第6回）

平成26年12月25日～平成27年1月24日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 冬季休業中の活動等

- 1 冬季休業中は、主に、ケースブックのうち秋学期の授業で扱わなかった部分の復習と春学期受講予定科目の予習をするとともに、米国の連邦制の成り立ち及び公民権運動に関する文献を広く集めて読み進めました。これは、秋学期の経験から、この国の成り立ち、特に連邦と州との関係や公民権運動についての背景的知識がなければ法制度を理解することは困難であると痛感したためです。
- 2 コロンビア大学に派遣中の西澤判事補の人脈の紹介で、ニューヨーク州キングス郡高位裁判所の[]を訪問し、刑事陪審の選任手続を傍聴しました。同判事には、大変好意的に迎えていただき、本来非公開である陪審候補者に対する個別質問手続をも傍聴することができました。日本であれば、1人ずつ行うであろう私事にわたる質問をまとめて行っていたこと、候補者の多くがかつて別の手続の陪審（大陪審又は民事陪審）を経験していたことが印象的でした。
- 3 秋学期の成績
秋学期の成績は、契約法は[] 民事手続法序論、刑事手続法及びローヤリン

グはいずれも■という結果でした。

第二 ニューヨーク大学ロースクールでの春学期の履修状況

春学期はまだ始まったばかりですが、受講科目の要点を記載いたします。

1 民事複雑訴訟 (Complex Litigation 4単位)

クラスアクション及び複数管轄訴訟 (multi-district litigation) に焦点を当てて学ぶ科目です。日本版クラスアクションはまだ始まったばかりであるところ、米国のクラスアクションが持つ約80年の歴史を日本でも生かせるようにしたいと考えております。

2 証拠法 (Evidence 4単位)

連邦法及び州法の証拠法が一般的に備えている原理を中心に学ぶ科目です。日本では証拠法というと刑事に固有のもののように考えられがちですが、米国では民事と刑事に共通するものとして論じられます。

3 民事訴訟における法曹倫理 (Professional Responsibility in Civil Litigation 2単位)

ニューヨーク州南部連邦地方裁判所の裁判官による法曹倫理の科目です。なお、ここでの法曹倫理は、裁判官倫理を含むものです。

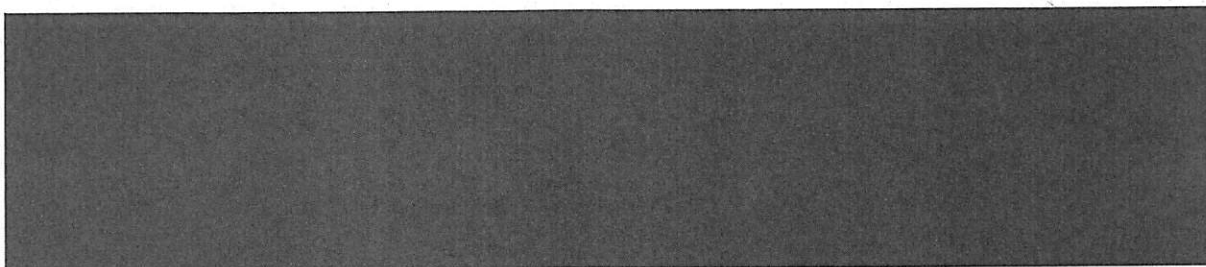
4 ローヤリングII (Graduate Lawyering II 1単位)

演習を通じて契約書起案の技法を学ぶ科目です。起案の技法を知ることは、これを読み解くことと表裏であり、英文契約が絡む事件の処理に役立つものと考えております。

5 中国の国際公法に対する政策 (2単位)

東アジア法の研究者である■によるセミナーです。昨今、裁判過程においても中国との外交問題となりかねない事件が散見されるため、背景的知識を得る意味でも有意義な科目であると考えています。

第三 生活情報 (注意喚起)



以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 手 塚 隆 成	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面 平成27年2月25日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月25日～平成27年2月24日） 平成27年1月25日～平成27年2月24日 ニューヨーク大 春学期授業		
キーワード欄 ・ ニューヨーク大学ロースクールでの春学期の履修状況 ・ 生活情報 XXXXXXXXXX		

平成27年2月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニューヨーク大学)

東京地方裁判所 判事補 手塚 隆 成

報告書簡（第7回）

平成27年1月25日～平成27年2月24日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク大学ロースクールでの春学期の履修状況

報告期間中に扱った受講科目の要点を記載いたします。

1 民事複雑訴訟 (Complex Litigation 4単位)

この間、クラスアクションの必要性、沿革、連邦民事訴訟規則Rule 23(a)及び(b)のクラスアクションの類型論について扱いました。日本では、消費者裁判手続特例法が成立し、今後施行される予定ですが、その要件を比較してみると、手続的な差異が顕著であるとはいえ、実体としては共通性があることが分かります。同時に、そのような要件の規定の仕方によって生じる解釈上の疑義についても同様の問題を内包しているように思えます。

2 証拠法 (Evidence 4単位)

この間、証拠法が裁判において果たす役割を規定する法的三段論法の原理、証明責任と推定、伝聞証拠排除の正当化根拠について扱いました。証明責任論については、陪審の権限及び裁量を規正する局面（評議を指示するまでもなく事実が認められないとして裁判官が陪審の権限を否定する場合及び陪審の評決が極めて不合理であるとして裁判官が評決に反する結論を出す場合）として現れることが

多いのですが、日本の場合で言うと、陳述書の記載に内容に照らすと陳述者を尋問するまでもなく証明責任を果たしていないとの議論に類似するものだと思います。ただ、陪審の評決がないと、控訴審で破棄された場合に再審理となることが不都合であるため、一審の裁判官としては一応評決を経ておくという実務的な考慮があることを知り、興味深く感じました。

3 民事訴訟における法曹倫理 (Professional Responsibility in Civil Litigation 2単位)

この間、依頼関係の成立、依頼者の確定、忠実義務、秘匿特権の対象、利益相反について扱いました。講義で直接扱うことは少ないのですが、法曹倫理は代理法 (Agent Law) における規律を拡張ないし排除するような性質を持つことがあるため、代理法についての文献も参照しています。

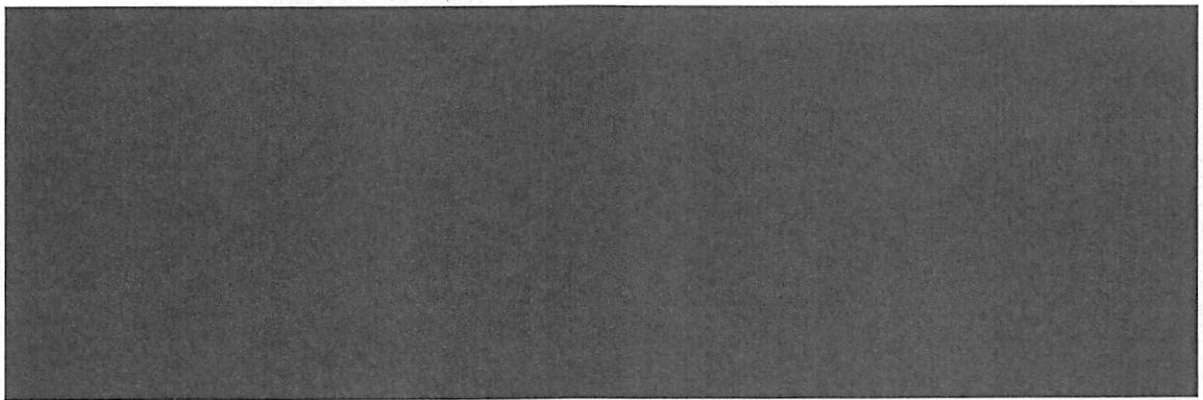
4 ローヤリングⅡ (Graduate Lawyering II 1単位)

この間、契約に際して当事者の目的を把握する重要性を学ぶ演習として、仮想の聴き取り事例をもとに肖像権ライセンス契約に関する契約書を起案しました。この科目のテキストとして、「Legal Drafting」という書物が指定されているところ、そこで立法の際の起案の留意点にかなりの紙幅が割かれていることが、法曹の裾野の広さを示すものだと思います。

5 中国の国際公法に対する政策 (2単位)

この間、アヘン戦争と近代中国の国際法秩序への参入、中華人民共和国 (PRC) の国際連合への参加、PRCと米国との二国間関係の成立、台湾の国際法上の地位について扱いました。そもそも台湾に国際法上の主体性があるのかという議論の際には、台湾出身の学生を中心に白熱した議論となったことが印象的でした。国際政治の現実と接すると、仮に北方領土が返還されたとしたら、そこでの司法秩序はどうあるべきかといった問題を考えさせられます。沖縄返還の場合とは異なって、ロシア系住民に対する日本法の適用、既存の権利との整合性の確保に、複雑困難な法律問題が発生することが必至と思われます。

第二 生活情報



以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 手 塚 隆 成	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面 平成27年3月27日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月25日～平成27年3月26日） 平成27年2月25日～平成27年3月26日 ニューヨーク大 春学期授業		
キーワード欄 ・ ニューヨーク大学ロースクールでの春学期の履修状況 ・ ニューヨーク州における民事法律扶助制度		

平成27年3月27日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニューヨーク大学)

東京地方裁判所 判事補 手塚 隆 成

報告書簡（第8回）

平成27年2月25日～平成27年3月26日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク大学ロースクールでの春学期の履修状況

報告期間中に扱った受講科目の要点を記載いたします。

1 民事複雑訴訟 (Complex Litigation 4単位)

この間、和解のためのクラスアクション、争点の解決のみを目的とするクラスアクション、オプトイン・クラスアクション（手続きへの参加を望む者についてのみ訴訟の結果の拘束力を及ぼすもの）の許否、クラス訴訟代理人の選任及び監督について扱いました。クラス訴訟代理人の選任について、弁護士費用の決定方法がクラスに最も有利である訴訟代理人を、入札により決定する方法が一部で採用されていることを知り興味深く感じました。

2 証拠法 (Evidence 4単位)

この間、伝聞証拠と各種伝聞例外（前の法廷等における証言、不利益事実の承認、興奮状態にある場合の発言、心身の状況に関する発言）について扱いました。これらの規律は、一般人である陪審に対する不当な影響力を排除するための規定として整理されています。職業裁判官が民事手続において伝聞証拠に接する場合には、合議や経験で培われた訓練に基づいて証拠評価を行うと思われますが、こ

これらの規律の趣旨を意識することでより適正な事実認定ができるようになるのではないかと思います。

3 民事訴訟における法曹倫理 (Professional Responsibility in Civil Litigation 2単位)

この間、法人を依頼者とした場合の問題点、依頼者と法律家本人との利益相反、前に依頼者であった者に対する義務、訴訟開始前の交渉段階における義務について扱いました。

4 ローヤリングII (Graduate Lawyering II 1単位)

この間、平易な英語 (plain English) 法律文書を起草することの機能、言葉の二義性 (ambiguity) を回避するための技法、読みやすさを文章構成の組み立て方についての演習をそれぞれ行いました。読みやすい法律文書の作成については、左陪席としての職務に際しても常々指導され、意識してきたことではありますが、これを体系的に整理する機会を得て、その意義について再認識することができました。

5 中国の国際公法に対する政策 (2単位)

この間、南シナ海及び東シナ海における中国の活動、国連海洋法条約における大陸棚認定の仕組みについて扱いました。これらの問題の本質は、関係国間の問題にとどまらず、資源開発技術の発達と国際的な資源獲得競争の文脈の中に位置づけられるとの教授の説明が印象的でした。

第二 ニューヨーク州における民事法律扶助制度について

刑事手続における国選弁護人の選任については、1963年のGideon v. Wainwright判決以降、順次拡充が図られてきたところですが、民事手続の分野でも、経済的理由により代理人を選任できないことの弊害が、社会的に無視できないことが指摘となっています。こうした状況を改善するため、ニューヨーク州では、同州控訴審裁判所 [REDACTED] のイニシアチブにより、低所得者に対する民事法律扶助制度 (The Task Force to Expand Access to Civil Legal

Services in New York) が設けられました。今回、同判事を招いたパネルディスカッションを聴講し、法律扶助により社会的コストの総額を抑える取組みを知ることができました。

以上